

議 会 運 営 委 員 会

令和3年8月25日（水）

午前10時～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出 席 者

〔委 員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

議 題

1 令和3年9月浜田市議会定例会議について

(1) 令和3年9月浜田市議会定例会議の付議事件等及び付託案について

資料 1-1、1-2

・ 請願文書表（案）

資料 1-3

・ 意見書の提出について

資料 1-4

(2) 令和3年9月浜田市議会定例会議の会議予定について

資料 1-5、1-6

(3) その他

2 令和3年9月浜田市議会定例会議 陳情の付託先について

資料 2

3 次期議会運営委員会への申し送り事項について

資料 3

4 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正等について

資料 4-1、4-2

5 はまだ市民一日議会での発言内容の今後の取扱いについて

【テーマ】 人権教育としての性教育の重要性

6 その他

令和 3 年 9 月 浜田市議会定例会議 付議事件

議案等 (28 件)

〔決算認定 11 件、条例関係 6 件、工事請負契約の締結 3 件、市道路線の認定 1 件、組合の解散 1 件、財産処分 1 件、規約の変更 2 件、補正予算 2 件、同意 1 件〕

- 認定第 1 号 令和 2 年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 2 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 令和 2 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 令和 2 年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 令和 2 年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 令和 2 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 令和 2 年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 令和 2 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 令和 2 年度浜田市水道事業会計決算認定について
- 認定第 10 号 令和 2 年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第 11 号 令和 2 年度浜田市公共下水道事業会計決算認定について
- 議案第 64 号 浜田市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 65 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 66 号 浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 67 号 浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 68 号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 69 号 浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例について

- 議案第 70 号 工事請負契約の締結について（浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う建築主体工事）
- 議案第 71 号 工事請負契約の締結について（浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う電気設備工事）
- 議案第 72 号 工事請負契約の締結について（浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う機械設備工事）
- 議案第 73 号 市道路線の認定について（西浜田 163 号線外）
- 議案第 74 号 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散について
- 議案第 75 号 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散に伴う財産処分について
- 議案第 76 号 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合規約の変更について
- 議案第 77 号 浜田地区広域行政組合規約の変更について
- 議案第 78 号 令和 3 年度浜田市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 79 号 令和 3 年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 同意第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報告（3 件）

- 報告第 11 号 浜田市土地開発公社の経営状況の報告について
- 報告第 12 号 公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告について
- 報告第 13 号 令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和3年9月浜田市議会定例会議 付託先一覧（案）

【市長提出議案の付託件数内訳】

総務文教委員会 7件、福祉環境委員会 1件、産業建設委員会 6件、
 予算決算委員会 13件
 ※即決…1件

市長提出議案等（議案28件）

議案等番号	件 名	付託先等
認 定 第 1 号	令和2年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について	予算決算委員会
認 定 第 2 号	令和2年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認 定 第 3 号	令和2年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認 定 第 4 号	令和2年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認 定 第 5 号	令和2年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認 定 第 6 号	令和2年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認 定 第 7 号	令和2年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認 定 第 8 号	令和2年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認 定 第 9 号	令和2年度浜田市水道事業会計決算認定について	〃
認 定 第 10 号	令和2年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について	〃
認 定 第 11 号	令和2年度浜田市公共下水道事業会計決算認定について	〃
議案第64号	浜田市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について	総務文教委員会
議案第65号	浜田市手数料条例の一部を改正する条例について	委員会付託省略 9月8日即決
議案第66号	浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例について	総務文教委員会
議案第67号	浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について	福祉環境委員会
議案第68号	浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について	産業建設委員会
議案第69号	浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例について	〃

議案等番号	件 名	付託先等
議案第70号	工事請負契約の締結について（浜田漁港4号荷さばき所建設に伴う建築主体工事）	産業建設委員会
議案第71号	工事請負契約の締結について（浜田漁港4号荷さばき所建設に伴う電気設備工事）	〃
議案第72号	工事請負契約の締結について（浜田漁港4号荷さばき所建設に伴う機械設備工事）	〃
議案第73号	市道路線の認定について（西浜田163号線外）	〃
議案第74号	浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散について	総務文教委員会
議案第75号	浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散に伴う財産処分について	〃
議案第76号	浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合規約の変更について	〃
議案第77号	浜田地区広域行政組合規約の変更について	〃
議案第78号	令和3年度浜田市一般会計補正予算（第6号）	予算決算委員会
議案第79号	令和3年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	〃
同意第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	総務文教委員会

請願（1件）

議案等番号	件 名	意見陳述	付託先等
請願第23号	加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設及び意見書の提出について	なし	福祉環境委員会

意見書（1件）

発議番号	件名
発議第 9号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について ※9月29日提案予定

市長報告事件（3件）

報告第11号	浜田市土地開発公社の経営状況の報告について
報告第12号	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告について
報告第13号	令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議会報告事件（2件）定例会議初日（9月1日報告予定）

意見書処理報告書	（令和3年6月浜田市議会定例会議議決分） 発議第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
議員派遣報告書	（7/26） 地域協議会と議会との意見交換会（弥栄地域協議会）

令和 3 年 9 月浜田市議会定例会議

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
23	加齢性難聴者の補聴器購入 費助成制度の創設及び意見 書の提出について	全日本年金者組合島根県本部 石見支部 支部長 深野 政勝	西村 健 小川 稔宏	R3. 8. 18
付託委員会		審査経過（委員会）	審査経過（本会議）	結果 年月日
福祉環境委員会				
【請願の趣旨】 高齢社会の到来により、高齢者が多方面にわたり活躍する時代を迎えていますが、それにあわせ、加齢による中・軽度の難聴者も増加傾向にあり、補聴器を必要とする高齢者も増えています。 わが国における難聴者約 1,430 万人（推計値、2018 年、一般社会法人日本補聴器工業会調べ）に対し補聴器所有者は約 210 万人（所有率 14.4%）と、ヨーロッパ先進国（37%～48%）に比べ極端に低い所有率となっています。 補聴器購入に対する国の助成制度としては現在、障がい者手帳を取得している人を対象とした医療補助制度があるのみであり、中・軽度の加齢性難聴者を対象とした補助制度はありません。また、補聴器の価格も 1 台あたり 5～50 万円と高額なため、低年金・無年金の高齢者の多くは、購入したくてもできないのが現実です。 近年、聞こえにくいことがうつ病や認知症の危険因子になることや、早期発見が難聴の進行を遅らせることも明らかになっています。今後、高齢者による補聴器の所有・使用が広がれば、高齢者と地域とのつながりを強化し、高齢者の孤立を防止することとなり、健康寿命の延伸や医療費の抑制にも寄与するものと考えます。 以上の趣旨により、下記事項について請願します。 【請願事項】 1. 浜田市に中・軽度加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度を創設してください。 2. 地方自治法第 99 条の規定に基づき、国に対し、加齢性難聴者補聴器購入に公的助成制度の創設を求める意見書を提出してください。				

発議第 9 号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 3 年 9 月 29 日 提出

議会運営委員会

委員長 笹 田 卓

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和 4 年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1. 令和 4 年度以降 3 年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、令和 3 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
3. 令和 3 年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和 2 年度と同額とする負担調整措置については、令和 3 年度限りとすること。
4. 令和 3 年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性

能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5. 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 29 日

浜 田 市 議 会

令和 3 年 9 月浜田市議会定例会議の会議予定について

			期間	日程案	会場	開始時間
8月	25日	(水)		議会運営委員会	全員協議会室	10時～
				議会広報広聴委員会	全員協議会室	13時30分～
	26日	(木)				
	27日	(金)		議員定数等議会改革推進特別委員会	全員協議会室	10時～
	28日	(土)				
	29日	(日)				
	30日	(月)		説明用パネル提出締切【12時】		
9月	1日	(水)	1	開会 提案説明	議場	10時～
				全員協議会	議場	本会議終了後
				総務文教委員会	第1委員会室	全員協議会終了後
				福祉環境委員会	第2委員会室	全員協議会終了後
				産業建設委員会	第3委員会室	全員協議会終了後
	2日	(木)	2	個人一般質問	議場	10時～
	3日	(金)	3	個人一般質問	議場	10時～
	4日	(土)	4			
	5日	(日)	5			
	6日	(月)	6	個人一般質問	議場	10時～
				議会運営委員会	全員協議会室	個人一般質問終了後
	7日	(火)	7	個人一般質問	議場	10時～
	8日	(水)	8	議案質疑	議場	10時～
				予算決算委員会（閲覧資料要求決定）	議場	本会議終了後
				自治区制度等行財政改革推進特別委員会	全員協議会室	13時30分～
	9日	(木)	9	総務文教委員会	全員協議会室	10時～
	10日	(金)	10	福祉環境委員会	全員協議会室	10時～
	11日	(土)	11			
	12日	(日)	12			
	13日	(月)	13	産業建設委員会	全員協議会室	10時～
	14日	(火)	14	予算決算委員会（9月補正審査）	議場	10時～
	15日	(水)	15	休会		
	16日	(木)	16	休会		
	17日	(金)	17	予算決算委員会（総務文教）	議場	10時～
	18日	(土)	18			
	19日	(日)	19			
	20日	(月)	20			
	21日	(火)	21	予算決算委員会（福祉環境）	議場	10時～
	22日	(水)	22	予算決算委員会（産業建設）	議場	10時～
	23日	(木)	23			
	24日	(金)	24	予算決算委員会（予備）	議場	10時～
	25日	(土)	25			
	26日	(日)	26			
	27日	(月)	27	休会		
				討論通告期限【17時】		
	28日	(火)	28	予算決算委員会（附帯意見協議）	議場	10時～
				対抗討論通告期限【13時】		
	29日	(水)	29	採決	議場	10時～
				全員協議会	議場	本会議終了後
				議会運営委員会	全員協議会室	全員協議会終了後

【補足（3月17日議会運営委員会協議内容）】

1 個人一般質問について

- (1) 持ち時間 質問 20 分（最大） 答弁合わせて 50 分（最大）
※原則答弁合わせて 40 分で終了
- (2) 質問内容 テーマの制限はなし

2 委員会について

- (1) 所管事務調査 これまでと同様に実施
- (2) 執行部報告事項 事前に資料を熟読し執行部説明は、補足説明のみ
質疑はこれまでと同様に実施

予算決算委員会委員の皆様へ

議 会 事 務 局

予算決算委員会（令和２年度決算審査）の参考資料及び書式の配布について

標記の件について、下記のとおり参考資料及び書式を配布しますのでよろしくお願い致します。

記

1 資料②「予算決算委員会日程表」 （タブレットに配信）

2 資料③「決算審査の参考資料」 （タブレットに配信）

決算審査のねらい等をまとめていますので、審査の参考にご一読ください。

3 書式④「**予算決算委員会に関する資料閲覧等要求書**」

- ・ 資料閲覧の要求があれば、内容を記載の上、**9月1日（水）13時までに**議会事務局へ提出してください。（担当課が所有している既存資料の閲覧に限ります。決算審査に関係ない資料の閲覧を要求することや、新たに資料を作成するよう依頼することはできません。）
- ・ 様式のデータはワードで用意しています。

4 書式⑤「**発言通告書**」

- ・ 委員会当日、質疑を行いたい事項があれば、**9月13日（月）13時までに**議会事務局へ提出してください。
- ・ 様式のデータはエクセルとワードの両方あります。

令和3年9月定例会議 予算決算委員会日程

資料②

★令和2年度決算審査については事前通告制・所管委員会ごとの審査となります。

★この日程は、あくまでも予定です。変更になる場合もありますのでご承知おきください。

決算審査は、通告数によっては17時以降も審査を続ける場合や、予備日(9月24日)を使用する場合があります。

月	日	曜日	議会日程	予算決算委員会関係の流れ
8月	25日	水	・議会運営委員会・議案等配付 ・議会広報広聴委員会	予算決算委員に資料閲覧要求書、発言通告書等を配付
	26日	木		
	27日	金	・議員定数等議会改革推進特別委員会	
	28日	土		
	29日	日		
	30日	月	・説明用パネル〆切(12時)	
	31日	火		
9月	1日	水	・本会議開会 ・全員協議会・3常任委員会	決算審査に係る資料閲覧要求〆切(13時)
	2日	木	・個人一般質問	
	3日	金	・個人一般質問	
	4日	土		
	5日	日		
	6日	月	・個人一般質問 ・議会運営委員会	
	7日	火	・個人一般質問	
	8日	水	・本会議:議案質疑	
			・予算決算委員会(委員のみ)	予算議案・決算議案の付託 閲覧要求資料の決定、今後の流れについての確認
			・自治区制度等行財政改革推進特別委員会	
	9日	木	・総務文教委員会	午前中:閲覧資料等の搬入(第1委員会室) 13時～17時 資料閲覧
	10日	金	・福祉環境委員会	9時～17時 資料閲覧
	11日	土		
	12日	日		
	13日	月	・産業建設委員会	9時～12時 資料閲覧 決算審査の発言通告書〆切(13時) 午後:閲覧資料等の搬出
	14日	火	・予算決算委員会	令和3年度9月補正予算の審査
	15日	水	休会	
	16日	木	休会	
	17日	金	・予算決算委員会	昨年度の附帯意見に対する対応状況報告、質疑 令和2年度決算審査(総務文教委員会関係)
	18日	土		
	19日	日		
	20日	月	敬老の日	
	21日	火	・予算決算委員会	令和2年度決算審査(福祉環境委員会関係)
	22日	水	・予算決算委員会	令和2年度決算審査(産業建設委員会関係) 採決、委員のまとめ(委員のみ)
	23日	木		
	24日	金	・予算決算委員会(予備日)	(審査日程が繰り延べになった場合、引き続き審査をし、審査終了後に委員のみで採決等を行う。)
	25日	土		
	26日	日		
	27日	月	休会 ・討論通告期限(17時)	
	28日	火	・予算決算委員会(委員のみ)	附帯意見の協議・完成
			・対抗討論通告期限(13時)	
	29日	水	・表決・閉会 ・全員協議会、議会運営委員会ほか	委員長報告

【留意事項】

★開催場所は議場となります。答弁者は、答弁席または自席でマイクを通して発言を行ってください。

★令和3年度9月補正予算の審査は通告制ではありませんが、令和2年度決算審査については事前通告制・所管委員会ごとの審査となります。

決算審査の委員の発言順は、各常任委員会ごと、会計ごとの主要施策等実績報告書の整理番号順(同じ番号で通告者が複数いる場合は議席番号の若い順)とする予定です。

★**決算審査については、通告数によっては17時以降も審査を続ける場合や、翌日に繰り延べる場合、予備日を使用する場合がありますのでご注意ください。**

★9月8日(水)、9月28日(火)の予算決算委員会は 委員のみで行います。(執行部の出席は不要)

★この日程は、あくまでも予定です。変更になる場合もありますのでご承知おきください。

※ 審査内容

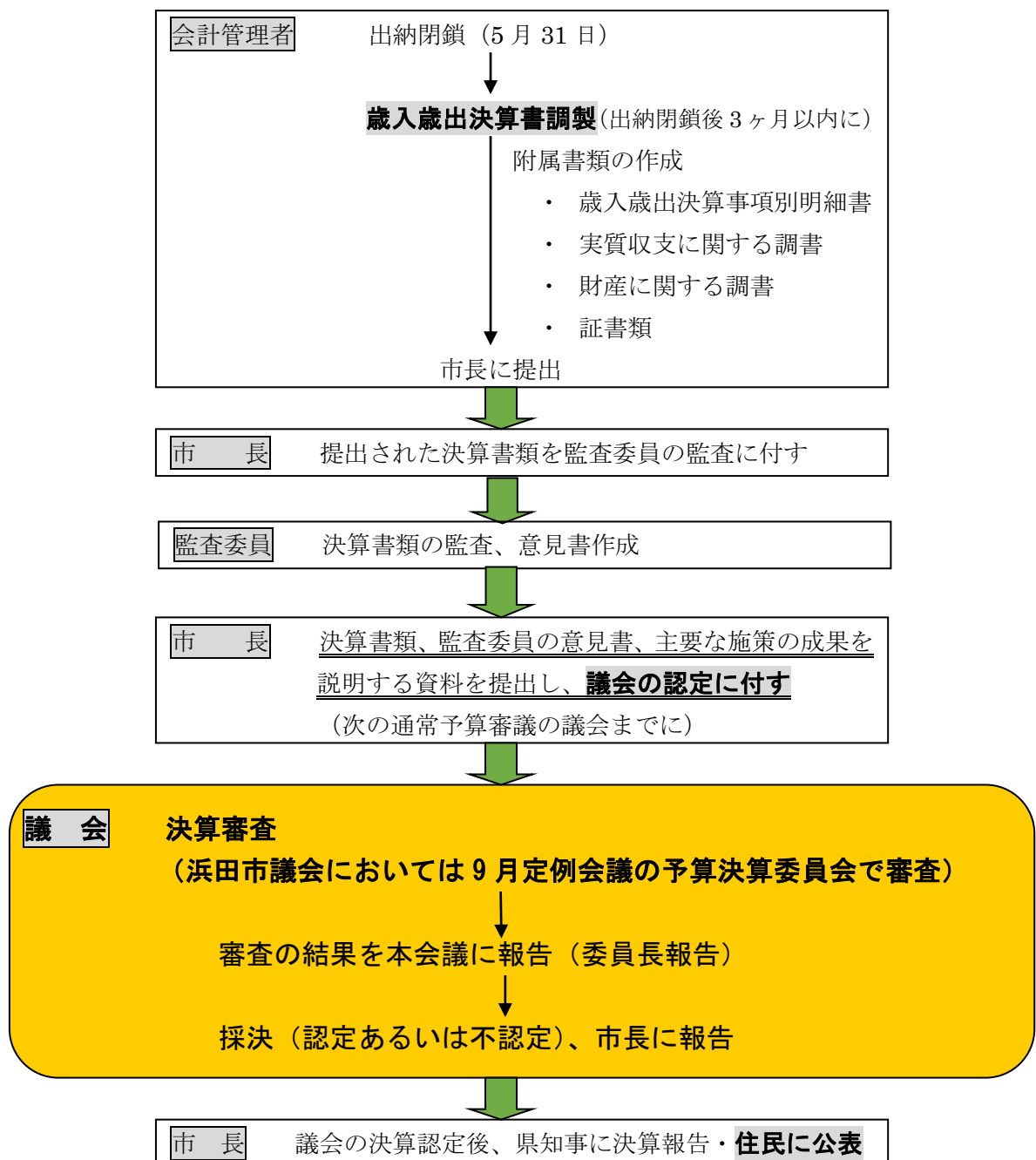
9月	8日	水	予算決算委員会 (委員のみ)	閲覧要求資料の決定
	14日	火	予算決算委員会 (9月補正予算関係)	◎令和3年度9月補正審査
	17日	金	予算決算委員会 (総務文教委員会関係)	◎ <u>昨年度の予算決算委員会の附帯意見に対する対応状況を担当部長から報告⇒委員からの質疑</u> ◎令和2年度決算審査 一般会計 駐車場事業特別会計
	21日	火	予算決算委員会 (福祉環境委員会関係 ・上下水道部分)	◎令和2年度決算審査 一般会計 国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 ◎令和2年度決算審査 農業集落排水事業特別会計 漁業集落排水事業特別会計 生活排水処理事業特別会計 水道事業会計 工業用水道事業会計 公共下水道事業会計
	22日	水	予算決算委員会 (産業建設委員会関係)	◎令和2年度決算審査 一般会計 公設水産物仲買売場特別会計 ◎採決、委員のまとめ(委員のみ)
	24日	金	予算決算委員会(予備日)	審査日程が繰り延べになった場合、引き続き審査をし、審査終了後に委員のみで採決等を行います。
	28日	火	予算決算委員会 (委員のみ)	◎附帯意見の協議・完成

1. 決算認定について



決算認定とは、議会が一会計年度の歳入歳出予算の執行実績である決算について、その内容を審査した上で、収入・支出が適法かつ正当に行われたかどうかを確認することをいう。（地方自治法 96 条 議決事件の一つ）

* 決算の調製から認定、公表までの流れ （地方自治法 233 条参照）



★ 決算審査のねらい

予算審議により予算を確定させたのは議会



その責任と権限に基づいて、予算がその後どのように執行され成果をあげたかを検証・確認し、次年度の予算編成や事業執行に役立てる。

★ 着眼点

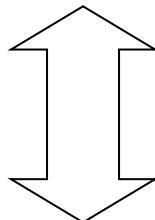
議会自体の立場から、監査委員とは別個の考え方にたって審議する。

監査委員の審査における着眼点

- * 市長の予算執行が法令や規則に従って公正、適法、能率的に行われたか？
- * 計算に間違いがないか？
- * 実際の収支が支出命令等に符合しているか？



- ・ 財務管理または事業の経営管理に専門的な知識をもつ第三者の立場
- ・ 会計的な数字を基礎にして帳簿と証書類を照合するなど克明に検討し確認



監査委員と議会とでは、決算審査の着眼点異なる

議会の審査における着眼点

- * 予算が適正に、合理的に執行されているか？
- * 事業計画はうまく進んでいるのか？
- * 議会の意思は尊重されたか？
- * 住民福祉の成果はどうか？
- * 最小限の費用で最大限の効果を挙げているのか？
- * 財政運営の健全化は保たれているのか？



- ・ 監査委員の決算審査意見書を踏まえ、議決した予算の執行の効果を大局的に審査
- ・ 行政、財政の計画及びその運営から事業執行による効果に至るまで、行政の全体を捉え、掘り下げる

★ 審査する点【具体例】

- ① 歳入は予算に計上されたとおり確保されたかどうか。
また調定額の何パーセント収入ができたか。
- ② 歳出は予算に計上したとおり執行されたかどうか。
- ③ 歳入の減少に伴い、歳出の執行をどう按配したか。
- ④ 予算の執行に当たり、期待した行政効果を収めることが
できたかどうか、行政効果との比較。
- ⑤ 予算執行の結果として、財政の構造はどう変わったか。



■ 歳入について

- ① 歳入の確保ができたかどうか。
 - ・ 税収入は予定どおりの確保か、また収入未済額の原因、その処置はどうか。
 - ・ 不納欠損、滞納繰越額の原因とその処理及び前年度との比較
 - ・ 過誤納金の還付は適切に行われているかどうか。
 - ・ その他の歳入確保のために適切な措置が講ぜられたかどうか。など
- ② 債権の放棄が、適切妥当に行われたかどうか。
- ③ 予算に計上した額を超えた収入があればその理由。

■ 歳出について

- ① 予算の超過又は予算外の支出はないか。
- ② 費目及び予備費の流用が不当に行われなかったかどうか、交際費、食糧費、旅費等
予算超過の支出はないかどうか。
- ③ 法令、規則に違反した、また事実と相違した支出その他違法不当な支出がなされて
いないかどうか。
- ④ 予算に比べ、不用額の多い理由、予算不用の見通しが正しかったか、誤っていたか。
- ⑤ 予定した歳入の減少に対し、歳出の執行をどう措置したか。
- ⑥ 財源を無視して支出する等、予算執行上、傲慢な点はないか。

■ 行政効果について

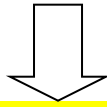
- ① 行政の執行が、予算で見込んだとおりの効果をあげられたか、
あげられないとすればその欠陥の所在と是正策はどうしたか。
- ② 工事が計画どおり完成したか、設計変更の理由とその効果の比較。
- ③ 今後の行政の重点はどこにおかれるべきか。



2. 審査の結果について

決算は議会の議決で認定するので不認定もあり得るが、不認定とした場合でも、すでに支出した金額に異動を生じたり支出の効果がなくなったりするものではない。

大部分認定だが、一部に違法な部分や不適切な部分があった場合

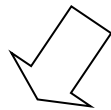


議会の意見をつけて決算を認定することができる

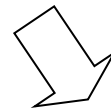
(附帯決議をつけ、長に対して警告する)

* 不認定にした場合、附帯決議をつけることはできない

- ・ 違法と認める事項……違法な予算執行である場合
- ・ 不当と認める事項……妥当な予算執行でない場合
- ・ 特に留意すべき事項……違法性等はないが次年度の予算編成に反映すべき点等、指摘事項がある場合
- ・ 監査委員の審査意見に対する意見……審査意見に対する委員会の意見がある場合
- ・ その他……上記以外に付すべき意見がある場合



長は次年度の予算編成と財政運営に生かす



議会は予算審議と財政運営の批判・指導に役立てる

参考著書： 地方議会運営事典 地方議会運営研究会編集（ぎょうせい）
最新 詳解議員提要 中島正郎著（ぎょうせい）
地方自治法関係実務事典 地方自治関係実務研究会編著（第一法規）
議会運営の実際 10、18 地方議会研究会編著（自治日報社）
議員必携 全国町村議会議長会編（学陽書房）
決算の見方・つくり方 決算実務研究会編著（学陽書房）
地方議会人 全国市議会議長会・全国町村議会議長会共同編集

決算質疑における留意点

★予算決算委員会における質疑の改善点

- ① 疑義をただす場であるのに、答弁を必要としない質疑は自分の意見の開陳であるだけであり、質疑として不適當であること
- ② 款や項の予算金額における疑義に対する質疑が非常に少なく、事業についての内容の説明を聞く質疑になってしまっていること → 質疑のきっかけにすることはいいがそれだけでは不足
- ③ スクラップ&ビルドを踏まえ予算に即して優先順位をつけるかたちでの質疑が少なく、現状肯定であること
- ④ ほかの市町村の状況を執行部に聞くより、自分で調べる必要あり
- ⑤ 決算における審議・審査に全く触れていないこと
- ⑥ 実際に必要である金額について、他市町村を参考に算出していないため、執行機関の答弁に反論ができていない
- ⑦ 論拠や証拠のない質疑
- ⑧ 住民からの意見・要望をただ伝えるだけの質疑

★決算審議にあたっての着眼点

歳入

- ① 予算で見込んだ収入額は適當だったか。
- ② 税収入は予定通りあがったかどうか。
- ③ 収入未済額はなぜ生じたか。
- ④ 予算に計上した額を超えた収入、又は予定しなかった収入があった場合、それはどうして入ってきたか。
- ⑤ 補助金等は予定通り入ったか。減収があったとすればその理由は何か。
- ⑥ 会計相互間で繰出、繰入は計画とおりに行われたか。計画とおりに行われなかったとすればその理由は何か。
- ⑦ 財産、物件の売り収入は予定通り収入できたか。減収があった場合、その理由は何か。
- ⑧ 起債は予算に計上したように借り入れできたか。できなかったとすればどのような事情によるか。



歳 出

- ① 費目の流用が不当に行われなかったか。予算超過の支出はないか。
- ② 法令に違反した支出が行われてないか。
- ③ 予算額に比べて支出の執行はどうか。
- ④ 多額の不用額が生じた場合その理由は何か。
- ⑤ 予備費の使用が不当に行われなかったか。
- ⑥ 予定した収入が減収となり財源不足が生じた場合、歳出の執行をどう処理したか。
- ⑦ 行政執行が予算で見込んだ通りの効果をあげることができたか。

(株) 地方議会総合研究所 廣瀬 和彦 氏

「効果的な予算・決算の審議手法を考える」研修会資料より

提出〆切 9 月 1 日（水）13 時

浜田市議会議長 川神裕司 様

委員氏名 番

予算決算委員会（決算審査）に関する資料閲覧要求書

令和 2 年度決算審査にあたり下記のとおり資料閲覧を求めます。

記

1. 閲覧日時： 9 月 9 日(木) 13 時 ～9 月 13 日(月) 12 時まで
2. 閲覧場所：浜田市議会第 1 委員会室
3. 閲覧を求める資料

①事業名：実績報告書 p 、No.

- 資料： ☐ 契約書及びそれに係る添付書類
☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類
☐ 全部
☐ 一部 【詳細： 】
☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
☐ []

②事業名：実績報告書 p 、No.

- 資料： ☐ 契約書及びそれに係る添付書類
☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類
☐ 全部
☐ 一部 【詳細： 】
☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
☐ []

③事業名：実績報告書 p 、No.

- 資料： ☐ 契約書及びそれに係る添付書類
☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類
☐ 全部
☐ 一部 【詳細： 】
☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
☐ []

④事業名：実績報告書 p _____、No. _____

- 資料： ☐ 契約書及びそれに係る添付書類
☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類
☐ 全部
☐ 一部 【詳細： _____】
☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
☐ [_____]

⑤事業名：実績報告書 p _____、No. _____

- 資料： ☐ 契約書及びそれに係る添付書類
☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類
☐ 全部
☐ 一部 【詳細： _____】
☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
☐ [_____]

⑥事業名：実績報告書 p _____、No. _____

- 資料： ☐ 契約書及びそれに係る添付書類
☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類
☐ 全部
☐ 一部 【詳細： _____】
☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
☐ [_____]

⑦事業名：実績報告書 p _____、No. _____

- 資料： ☐ 契約書及びそれに係る添付書類
☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類
☐ 全部
☐ 一部 【詳細： _____】
☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
☐ [_____]

⑧事業名：実績報告書 p _____、No. _____

- 資料： ☐ 契約書及びそれに係る添付書類
☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類
☐ 全部
☐ 一部 【詳細： _____】
☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
☐ [_____]

《記載例》

提出〆切 9月1日(水) 13時

令和3年 月 日

★決算審査にあたり、必要となった場合は、執行部が保管している資料の閲覧要求ができます。
決算審査に関係ない資料や執行部が持ち合わせない資料の閲覧請求、新たな資料作成の依頼はできませんのでご注意ください。

★閲覧要求した委員は、閲覧日時内に来庁し、各自閲覧をしてください。

予算決算委員会（決算審査）に関する資料閲覧要求書

令和2年度決算審査にあたり下記のとおり資料閲覧を求めます。

記

1. 閲覧日時：9月9日(木) 13時～9月13日(月) 12時まで

2. 閲覧場所：浜田市議会第1委員会室

3. 閲覧を求める資料

後で追加請求のないよう、
閲覧したい資料の詳細を記入してください。

①事業名：実績報告書 p 115、No.85 ○○○事業

資料：☑ 契約書及びそれに係る添付書類

☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類

☐ 全部

☐ 一部 [詳細：]

☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類

☑ [契約に至るまでの詳細が分かる仕様書等資料]

②事業名：実績報告書 p 123、No.99 △△△事業

資料：☐ 契約書及びそれに係る添付書類

☑ 契約に基づく事業実績が分かる書類

☐ 全部

☑ 一部 [詳細：○○業務に係る書類]

☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類

☑ [××の経費内訳が分かる書類]

③事業名：実績報告書 p 218、No.156 ●●●事業

資料：☐ 契約書及びそれに係る添付書類

☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類

☐ 全部

☐ 一部 [詳細：]

☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類

☑ [○○の利用状況が分かる書類]

通告期限

9月13日（月）午後1時

令和3年 月 日
番 氏名

NO. 時 分受領

予算決算委員会質疑(決算審査) 発言通告書			
記入の方法	通告内容は担当委員会別に内容を具体的に記載してください。 () は関連資料、書類名及びそのページを記載してください。		
令和2年度決算			
総務文教 委員会関係 質疑項目	①	について	NO. P.
	()		
	②	について	NO. P.
	()		
	③	について	NO. P.
()			
福祉環境 委員会関係 質疑項目	④	について	NO. P.
	()		
	⑤	について	NO. P.
	()		
	⑥	について	NO. P.
()			
産業建設 委員会関係 質疑項目	⑦	について	NO. P.
	()		
	⑧	について	NO. P.
	()		
	⑨	について	NO. P.
()			
監査委員 への質疑			
令和 3 年 月 日			
番 氏 名			
浜田市議会議長 川 神 裕 司 様			

通告期限

9月13日（月）午後1時

《記載例》

令和3年 月 日 時 分 受領
番 氏名

NO.
分受領

予算決算委員会質疑(決算審査) 発言通告書

記入の方法

通告内容は担当委員会別に内容を具体的に記載してください。
は関連資料、書類名及びそのページを記載してください。

望ましい記載例

令和2年度決算

総務文教 委員会関係 質疑項目	① 関係人口創出拡大事業	について	主要施策等実績報告書	NO. 55	P. 55
	地域とのマッチング10事例の内容について				
	② はまだ暮らし住まい支援事業	について	主要施策等実績報告書	NO. 52	P. 53
	・空き家片付けの内容（どこまで行うのか）				
	③ まちづくり総合交付金事業	について	主要施策等実績報告書	NO. 50	P. 52
	・地域課題解決の内容状況について ・制度改正検討委員会の検証状況について				
	④	について		NO.	P.
	⑤	事業の何について、どの数字について知りたいのかを、 ポイントを押さえて具体的に記入してください。 複数課・支所にわたる事業の時は項目を明確に！			P.
			・関連資料名と ページを指定し てください。		

わかりにくい記載例

福祉環境 委員会関係 質疑項目	①	について		NO.	P.
	② 遠隔医療体制整備事業	について	主要施策等実績報告書	NO. 121	P. 91
	③ 歳入	について	一般会計特別会計、審査意見書	NO.	P. 39-40
	④				P.
	⑤				P.
× 事業名のみ、具体的な内容の記載が無いもの × 大まかすぎてポイントがわからないもの					

産業建設 委員会関係 質疑項目	①	について		NO.	P.
	②				P.
	③				P.
	④				P.
	⑤				P.
・委員会別に記載してください。 ・①②③には事業名を記載してください。 ・事業名の下段の〔 〕には、質問の具体的内容を記載してください。 ・何の数字について聞きたいのか、ポイントを押さえて記載してください。 ・1つの事業が複数の課・支所にわたるときは、どの項目についてなのか 明確にしてください。					
この発言通告書を提出した後に質疑が不要になった場合は、 <u>通告の取り 下げ</u> ができます。担当書記に申し出てください。					
監査委員 への質疑					

令和 3 年 月 日

番 氏 名

浜田市議会議長 川 神 裕 司 様

令和 3 年 9 月浜田市議会定例会議 陳情付託先案について

陳情 番号	件 名	意見陳述の 希望	付託先案
212	主要地方道浜田美都線全線 2 車線化の促進の陳情について	あり	産業建設委員会
213	指定管理施設についての指標一覧の公表を求める陳情について	あり	総務文教委員会
214	市の業務改善を求める陳情について	あり	総務文教委員会
215	地域包括支援センターの民間委託の見直しを求める陳情について	あり	福祉環境委員会
216	病児・病後児保育の指定管理について改善を求める陳情について	あり	福祉環境委員会
217	はまだ市民一日議会等に対する議員の発言にルール化を求める陳情について	あり	議会広報広聴 委員会
218	はまだ市民一日議会等における●●議員の発言の訂正・撤回・謝罪を求める陳情について	あり	議会運営委員会
219	交通事故防止対策を考えることを求める陳情について	あり	総務文教委員会
220	協働のまちづくり推進条例に基づく取組の推進を求める陳情について	あり	総務文教委員会
221	障がい者と健常者の出会いの場の創設を求める陳情について	あり	総務文教委員会
222	災害時の避難所として宿泊施設の活用を求める陳情について	あり	総務文教委員会
223	スキー事故の父兄の要求する 4 つの項目について回答するよう教育委員会等への働きかけを求める陳情について	あり	総務文教委員会

陳情 番号	件 名	意見陳述の 希望	付託先案
224	飲酒運転同乗の事実確認を求める陳情について	あり	総務文教委員会
225	指定管理選定委員会委員選任基準の検討を求める陳情について	あり	総務文教委員会
226	回覧板情報の提供方法の検討を求める陳情について	あり	総務文教委員会
227	市民にとって分かりやすい条例の作成を求める陳情について	あり	総務文教委員会
228	市民が傍聴できる会議に Zoom の活用を求める陳情について	あり	総務文教委員会
229	人口減少によるメリットを考えることを求める陳情	あり	総務文教委員会
230	学習面で活躍する児童・生徒への応援を求める陳情について	あり	総務文教委員会
231	社会状況の変化に応じた SDGs の推進を求める陳情について	あり	総務文教委員会
232	はまだ市民一日議会での発言内容に関する事実確認を求める陳情について	あり	福祉環境委員会
233	コロナ後のケアの推進状況の報告を求める陳情について	あり	福祉環境委員会
234	市長に病児・病後児保育の補助金の取扱いについて確認を求める陳情について	あり	福祉環境委員会
235	擁壁の設置を求める陳情について	あり	産業建設委員会

陳情 番号	件 名	意見陳述の 希望	付託先案
236	土壌の調査を求める陳情について	あり	福祉環境委員会
237	浜田市の施設として市民に必要かどうか 真実を見て対応することを求める陳情について	あり	産業建設委員会
238	草刈・溝掃除を浜田市がすべきかどうかの 検討を求める陳情について	あり	産業建設委員会
239	浜田市市営住宅の連帯保証人の規定の撤 廃を求める陳情について	あり	産業建設委員会
240	市の基幹産業の見直しを求める陳情につ いて	あり	産業建設委員会
241	食料自給率をカロリー基準だけでなく、金 額も基準として、自給率向上の推進を求め る陳情について	あり	産業建設委員会
242	はまだ市民一日議会での寛容なルール設 定を求める陳情について	あり	議会広報広聴 委員会
243	はまだ市民一日議会の公開方法の拡充を 求める陳情について	あり	議会広報広聴 委員会
244	傍聴人の発言（指摘・真実を述べる発言・ 執行部の誤りを訂正する発言等）の機会・ 許可を求める陳情について	あり	議会運営委員会
245	個人が撮影した動画の YouTube の配信及 び撮影の可否基準の明確化を求める陳情 について	あり	議会運営委員会
246	陳情審査時に出された反対意見の掲載を 求める陳情について	あり	議会運営委員会
247	浜田市議会議員政治倫理審査会の委員へ 市民を追加することを求める陳情につい て	あり	議会運営委員会

陳 情 番 号	212
付託先委員会	
審 査 結 果	

令和3年8月13日

陳情書

主要地方道浜田美都線全線 2車線化の促進方についての陳情書

浜田市

議長

川神裕司 様

主要地方道浜田美都線の早期全線

2車線化を願う会

浜田市弥栄町木都賀イ844

会長 村上忠登



要 旨

主要地方道浜田美都線の全線2車線化につきましては 私共願う会として平成24年来 毎年県及び浜田市長 並びに浜田市議会議長宛に要望活動を続けて参りました。

県に於かれては 現道拡幅での2車線改良と言う事で 今年度も伊羅原工区300m を3カ年かけ改良するとの事で我々も大変喜んでおりますが 残り区間が6000m余り在り 単純計算しますと相当の歳月を要し気が遠くなる思いであります。 この路線の 旧浜田地区(鍋石トンネル)の工事が完成するまでは比較的順調に工事が進められ 残る箇所(木都賀～板井川)についても全線2車の計画図を示され 普通車の離合困難な田野原地区を 暫定1.5車線を数年で完成するとの事でありましたが 10年の歳月を要しました。その後県は木都賀寄りには 現道拡幅による改良 益田市との境界付近については 工事を進めた上で検討するとの事であり 大幅に後退したのでは無いかと 非常に危惧しております。

また 我々がこの会を立ち上げ要望活動を始めた動機は 浜田市が県への重点要望事項から外されていた事が判明し 危機感を抱き活動を始めたものであります。その後 市執行部 議会共に改選等により過去の経緯等十分なる理解が得られないまま 推移しているのではないかと とも考えられます。我々も又十分

なる説明に欠けていたのではないかとその反省もしております。

過去の経緯を十分ご理解頂き浜田美都線の全線2車線化が1日も早く完成出来ます様お願い申し上げます。

浜田美都線2車線改良と御部ダム建設事業との関連でありますが ダム建設につきましては 過去県営の水力発電に係る木都賀ダム建設に伴い周辺地帯の著しい衰退があり こうした状況を招いてはならない との意見が多く建設には反対が強く 将来不安を強く訴えたものであります。県もそうした住民の切なる思いを汲み取り 基本協定書の中で関係住民に 不安を与えない様にするとの項目を入れ 一方我々にもダム建設に協力する旨を明記した 基本協定書なるものが3町村長立会の基で取り交わし それに基き 事業が進められたものであります。この内容の基本協定書は その後事業が進められた周布川大長見ダム 益田川ダムの協定書には無いと思います。こうした県の特段の配慮に加えて 下流三隅町の住民を水害から守りたいとの三隅町の熱意 度重なる熱心な協力要請等々を受け 道義的な事も配慮し 一方 上流住民の将来不安の緩和になげたい との思いで 浜田美都線の全線2車線化を前提とし 補償基準協定書を3町村長立会の元で締結したものであります。思えばあの日から数えて30有余年 御部ダムは完成しその後の 水害時には機能は発輝し 下流住民の安心安全度は格段の向上が図られたと思っております。一方上流住民は 人口は減

少 集落機能も失われ地域衰退の一途を辿り 将来への不安は和らぐ事なく過
ごしているのが 現状であります。このような実態も十分ご理解頂きご配慮が賜
りたくお願い申し上げます。

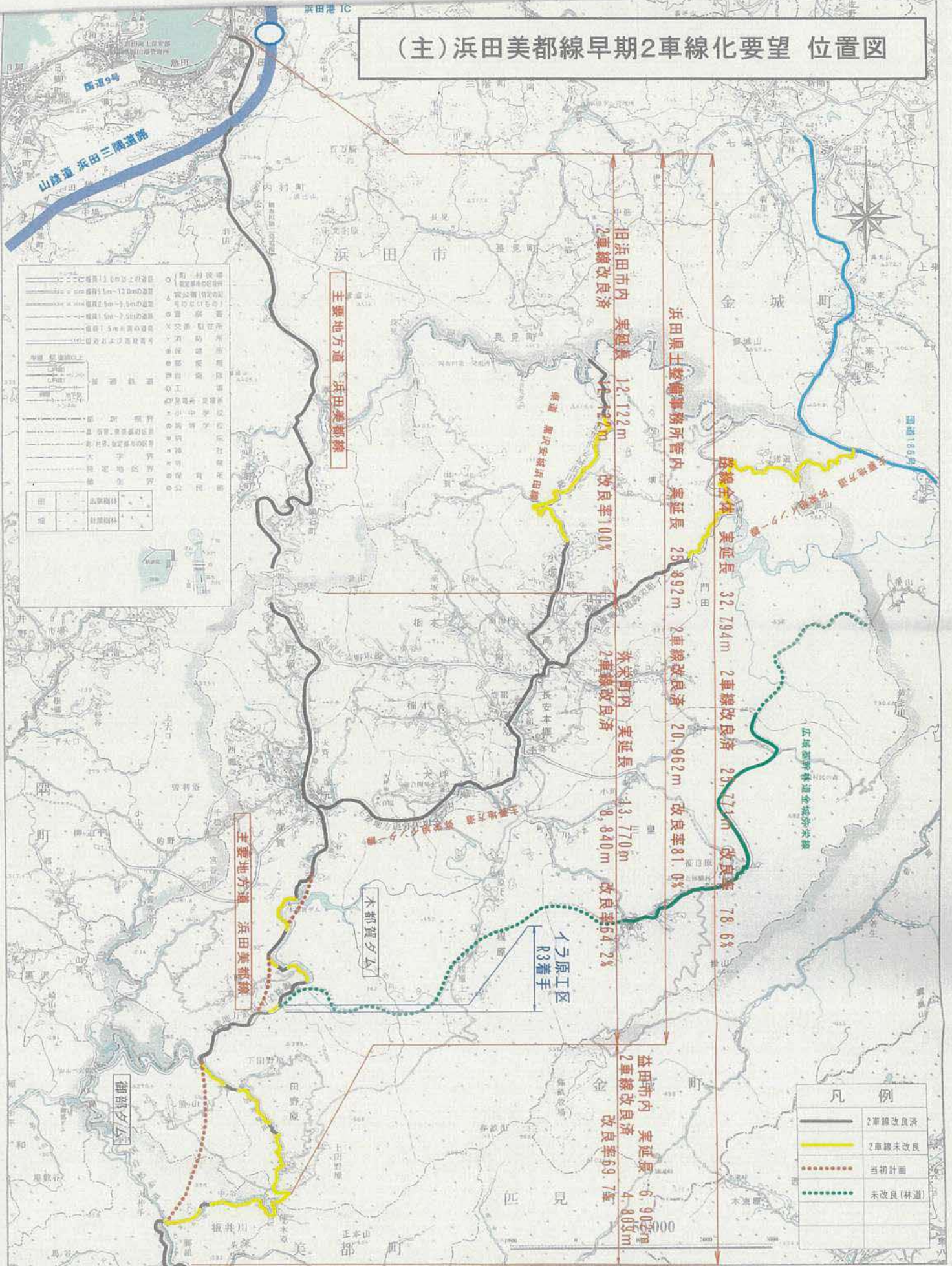
尚 現在三隅川支流矢原川に ダムを建設し 御部ダムと共に洪水調整を計
る との事で有ります。 下流住民の安心安全度は確実なものになると思われま
す。このダム完成には15年の歳月を要すると聞いております。

私共の切なる願いが矢原川ダム完成に併せて叶いますよう 特別な取り扱い
を賜ります様 陳情申し上げます。

以上

浜田港 IC

(主) 浜田美都線早期2車線化要望 位置図



主要地方道 浜田美都線

主要地方道 浜田美都線

木部賀夕ム

1.7原工区
R3着手

旧浜田市内 実延長 12.122m
2車線改良済

12.122m 改良率100%

赤栄町内 実延長 13.770m
2車線改良済

8.840m 改良率54.2%

益田市内 実延長 6.902m
2車線改良済

4.803m 改良率69.7%

浜田県土整備事務所管内 実延長 20.962m 2車線改良済 改良率81.0%

路線合併 実延長 32.794m 2車線改良済 25.771m 改良率78.6%

凡 例	
	2車線改良済
	2車線未改良
	当初計画
	未改良(林道)

陳 情 番 号	213
付 託 先 委 員 会	
審 査 結 果	

令和3年8月18日

① 指定管理施設についての指標一覧の公表を求める陳情

浜田市では平成16年から指定管理者制度を導入していますが、指定管理者制度で運営する施設について、共通する一般的な指針「浜田市指定管理者制度運用ガイドライン」が令和2年3月に策定されました。

浜田市はすでに指定管理者制度で運営している施設について毎年モニタリングレポートを市のホームページで公表しており、利用状況や収支報告、課題や改善について示しています。しかし、指定管理者制度で運営している全施設について、様々な指標を横断的に一目で比較できる資料を公表していないため、施設同士の比較を行いたい場合、それぞれのモニタリングレポートをすべてチェックする必要があります。

各施設のモニタリングレポートと合わせ、全ての指定管理施設について利用状況や経営状況に関する指標を横断的に示したものを公表していただければ、極端に指標の数値の高いものや低いものについて、気付きやすくなり、さらなる改善につなげやすくなります。

また、公共施設再配置等の検討時に、施設利用者一人当たりの管理コストや、そのうち受益者負担がどの程度なのかが一目で横断的にわかるため、将来にわたるサービスの維持提供のために「適切な受益者負担（利用料金の改定等）を求めることで、市の指定管理料（ランニングコスト）について将来にわたりの程度縮小することが可能」といった分析が行いやすくなります。

公共施設であっても、受益者負担の原則は適用されなければならないため、横断的に指標を示すことで、維持管理に係るコストに対し極端に利用者一人当たりの負担が少ない施設については見直しを行うなど、市民への合理的な説明も行いやすく、市の支出抑制につなげることも期待できます。

複数の機能を持つ施設について（浜田東公園、三隅運動公園、サン・ビレッジ浜田等）は、施設の種別、機能ごとに算出することが可能であり、より公正公平な評価や改善指導が行いやすくなります。

全ての対象施設について、モニタリングレポートは作成されているため、その収支報告書の数字を使えば技術的な課題はありません。データはあっても活かしにくい現状なので、横断的に施設の運営や経営状況を比較できれば、さまざまな場面で利用しやすくなります。

施設によって設置の目的や規模、利用範囲も異なるため、必ずしもある指標について統一的な水準を目指すことは適切ではありませんが、そうしたことを分かった上で使えば良いので、指定管理者制度での運用施設について、市のホームページで指標を一覧で見れるような公表について指標の種類も含めて議論の上、執行部に善処要望下さいますようお願い申し上げます。

浜田市国分町 1689-1

三島 淳寛



※3 経営状況分析指標

項 目	本年度〔平成〇年4～ 9（4～3）月〕 A	前年度〔平成〇年4～ 9（4～3）月〕 B	対 比 A－B、A/B	備 考
① 事業収支			、 (%)	
② 利用料金比率			、 (%)	
③ 人件費比率			、 (%)	
④外部委託費比率			、 (%)	
⑤利用者当たり管 理コスト			、 (%)	
⑥利用者当たり自 治体負担コスト			、 (%)	

①事業収支：（収入－支出）

事業全体が黒字で施設の管理運営ができていのかどうか確認する。赤字の場合は、管理継続性の面での課題を解決し、黒字化のための方策を検討する。

②利用料金比率：（利用料金収入/収入）

収入に占める利用料金の割合。指定管理者の収入源がどこにあり、それが安定したものであるかを確認する。

③人件費比率：（人件費/支出）

支出に占める人件費の割合。支出の中で人件費が減らされすぎていないか、又は費用がかかりすぎていないかを確認する。

④外部委託比率：（外部委託費合計/支出）

支出に占める外部委託費の割合。外部委託に過度にシフトしていないかを確認する。

⑤利用者当たり管理コスト：（支出/延べ利用者数）

利用者1人当たりにかかる費用。前年度や事業計画との比較、類似施設との比較により施設の効率性を確認する。

⑥利用者当たり自治体負担コスト：（指定管理料/延べ利用者数）

利用者1人当たりにかかる自治体の費用。前年度や事業計画との比較、類似施設との比較により施設の効率性を確認する。

※4 団体等の経営状況（年度ごと下期に実施し、上期では行いません。）

項 目	平成〇〇年	平成〇〇年	平成〇〇年	平成〇〇年	平成〇〇年	備 考
①自己資本比率						
②流動比率						
③固定長期適合率						
④総資産経常利益率						
評 価	（以上の指標を参考に評価する。）					

※貸借対照表と損益計算書を基に計算する。太枠内に今年度の数値を記載し、左側に過去4年分を記載する。

人件費比率

事業支出に占める人件費の割合を示し、計画と比較して過度な人件費の増加、圧縮がないかを確認する。一般的なガイドラインは約 30%。

$$\text{人件費比率} = (\text{人件費} / \text{支出}) \times 100$$

外部委託費比率

支出に占める外部委託費の割合を示し、計画と比較して過度な外部委託を行うことで管理運営の弾力性を阻害していないかを確認する。

$$\text{外部委託費比率} = (\text{外部委託費} / \text{支出}) \times 100$$

利用者当たりの管理コスト

利用者 1 人あたりにどれくらいのコストが費やされているかを示し、当該施設の効率性を確認する。

$$\text{利用者当たりの管理コスト} = \text{支出} / \text{延べ利用者数}$$

利用者当たりの自治体の投入コスト

利用者 1 人あたりにどれくらい自治体の財政負担があるかを示し、公費投入の効率性を確認する。

$$\text{利用者当たりの自治体の投入コスト} = \text{指定管理料} / \text{延べ利用者数}$$

複合施設においては施設ごとに算出する方が有意義な場合もありますので、施設特性等を考慮して評価してください。

(3) サービスの安定性の評価のための指標

※① 経営状況分析指標（モニタリング項目のⅢ－2）

次の6つの指標を用いて「指定管理業務にかかる収支状況」について、施設の管理運営の効率性・安定性の確認を行います。施設ごとの特性等に応じて指標を追加することは可能です。

指標は、年度開始前の「計画数値」、年度終了後の「実績数値」を取得します。ただし、実態などに疑問を感じる場合は、必要に応じて年度途中でも数値の確認を行います。

指標1：事業収支（収入－支出）

事業全体が黒字で施設の管理運営ができていのかどうかを確認します。赤字の場合、管理継続性の面での課題を解決し黒字化のための方策を協議してください。

指標2：利用料金比率（利用料金収入／収入）

収入に占める利用料金の割合。指定管理者の主な収入源がどこにあり、それが安定したものであるかを確認してください。

指標3：人件費比率（人件費／支出）

支出に占める人件費の割合。支出の中で人件費が減らされすぎていないか、逆に費用がかかりすぎていないかを確認してください。

指標4：外部委託費比率（外部委託費合計／支出）

支出に占める外部委託費の割合。外部委託に過度のシフトをしていないか確認してください。

指標5：利用者当たり管理コスト（支出／延べ利用者数）

利用者一人当たりにかかる費用。前年度や計画時との比較、類似施設との比較により施設の効率性を確認してください。

指標6：利用者当たり自治体負担コスト（指定管理料／延べ利用者数）

利用者一人当たりにかかる自治体の費用。前年度や計画時との比較、類似施設との比較により施設の効率性を確認してください。

陳 情 番 号	214
付託先委員会	
審 査 結 果	

② 市の業務改善を求める陳情

令和3年8月18日

浜田市では随時、市政に関して、市民から窓口、メール、文書等で、相談や質問、要望を受け付けています。これらの中にはその場で解決できるものと、調査や回答に一定の時間がかかるものがあります。

市の各担当課もたくさんの通常業務をおこなっており、その中で様々な市民からの相談や照会に対応してくださっています。そのため、「調査します。」や「検討します。」といった回答を下した場合、一定の時間がかかるのは当然です。

しかし、民間事業者であれば、「調査します。」「検討します。」だけで放置した場合、その事業者は取引先からの信用を失い、取引がなくなり、経営に影響を与えかねません。そのため、「いつまでに」という期限をつけて相手に結果を返しています。

浜田市では、浜田市議会、地域協議会、パブリックコメント、その他の集会、付属会議、市長への陳情や請願、担当課への市民からの照会について、「調査します。」「検討します。」といった回答をすることがよくありますが、その際ははっきりと「期限」について設定されないことが多いと感じます。

例えば令和3年4月6日に市長への陳情を行った「サン・ビレッジ浜田アイススケート場存続の検討について」に対して、4月20日に市長名で「検討したいと考えております。」と回答下さり、担当課へ調査・検討を指示された件について、陳情から4か月以上経った8月¹⁷~~15~~日に担当課に問い合わせたところ、「他の施設の調査」や回答にある「活用策の検討」等、「何も行っていない。今後行う。期限について回答できない。」との回答でした。

サン・ビレッジ浜田については現在令和4年度以降5年間の指定管理者の募集が行われております。この施設のスケート場を存続するのか用途変更するのかは、指定管理者の業務内容、収支、人員配置（雇用）等に大きく影響を与えます。現在示されている募集要項では、市のスポーツ施設再配置・整備計画に示されている内容「スケート場について急激な利用者の増加が無い場合、令和5年度に多目的屋根付き広場に用途変更する」に沿わない「令和4年度から令和8年度の5年間、冷凍機を更新せず、冷凍機が故障した現状のままスケート場として運営（条例通りの期間運営できないが）する。ただし途中で用途変更もありえます。」という内容で募集を行っています。途中（指定管理2年目）で用途変更する可能性があるのであれば、経営、雇用に影響を及ぼすため、当然変更後の業務内容、収支想定、人員配置を含む業務仕様書が必要であり、応募を検討する事業者からの「判断に必要なためこれらを示した上で、募集期間を延長してほしい」との要望に、担当課長は「示せるものがない。示す必要はない。」という回答でした。

浜田市スポーツ施設・再配置整備計画でスケート場を用途変更と決めた段階で、用途、工事費用、利用者数、利用範囲、利用料収入、ランニングコスト、等は想定していなければなりません、「何も決まっていなため示せない。」という回答でした。なぜ、このような状況になっているのかは、「期限を決めて取り組まない」ためだと言えます。多くの業務があり、市民からの陳情や窓口での要望に対する回答内容への優先順位は低いのかかもしれませんが、指定管理の募集にも、指定管理者の経営や雇用にも影響を与えるのは明らかです。期限を決めて「調査する」「検討する」「結論を出す」というようにしなければ、何



カ月、何年経っても着手すらされないということが許されており、市民の信用を失っても構わないという姿勢に、市民としてとても残念な思いを何度もしています。

浜田市が、議会や市民への回答の中で、「調査する」「検討する」といったことについて、長すぎない期限を設定して業務に取り組んでいただけるよう、必要な議論の上、執行部に善処要望下さいますようお願い申し上げます。

浜田市国分町 1689-1

三島 淳寛



陳 情 番 号	215
付託先委員会	
審 査 結 果	

2021/08/18

浜田市議会議長 様

陳情

地域包括支援センターの民間委託の見直しについて

現在、執行部案では、来年度より社会福祉法人浜田社会福祉協議会に、「地域包括支援センター」を全面的に委託するよう計画している。

しかし、一日市民議会でも指摘があったように、直営の現時点でも、「地域包括支援センター」は国が求めている本来の機能を満たしていない。運営においても、本庁以外の支所においてはサブセンターとの位置づけで、そもそも「地域包括支援センター」機能の一部しか担っていない状況である。このように浜田市は直営でも十分な「地域包括支援センター」を運営出来ていない。それにもかかわらず、この段階ですべてを民間委託するというのは、市としても責任を放棄していると言わざるを得ない。

市がおこなうべき優先事項は、国が求めている「地域包括支援センター」の本来の機能を支所を含め、十二分に直営で機能させ、十分な市民サービスを提供することにある。

委託の検討は、直営でしっかりと事業実績を示した上で、行うべきではないか？

仮に 100 歩譲り、委託をおこなうとしても、益田市が行っていたように、本庁には直営の「地域包括支援センター」を残し、各支所のサブセンターのみを委託するといった段階的な委託が現実的ではないか？

最後に委託先の問題である。松江市や出雲市、益田市など県下の主な市では、民間委託の場合、複数の法人に委託している事実がある。そのメリットは、競争原理が働き、サービスの質の向上が見込める点がある。一方、浜田市の計画では、浜田社会福祉協議会だけに委託する計画である。この浜田社会福祉協議会は、介護事業すら適切に運営できない法人である。金城ではデイサービスが赤字を理由に突如廃止になった。三隅では、ケアマネジャーが全員退職し、居宅介護支援事業所が突如廃止となった。弥栄では、介護サービスは未実施。さらに古くは、野原の社協本部のケアマネジャーが不正を行い、資格剥奪、新規利用者受け入れ制限等の市内で唯一行政処分を受けている。このように浜田社会福祉協議会は、様々な問題を抱え、その都度利用者や関係機関に幾度も迷惑をかけており、介護サービスにおいては、いわゆる地域の「お荷物」でしかない。

このように通常の介護サービスも十分に提供出来ない組織が、地域の介護サービスの中核を担う「地域包括支援センター」にふさわしくないことは明白である。

以上のことより「地域包括支援センター」の民間委託は、現時点では白紙撤回すべきと訴える。

浜田市弥栄町木都賀イ 811-11

有田 康夫



発言希望



陳 情 番 号	216
付託先委員会	
審 査 結 果	

2021/08/18

浜田市議会議員 様

陳情

病児・病後児保育の指定管理について改善を求める

現在、浜田市のホームページにて募集されている「病児・病後児保育」の指定管理について概要を確認した。いくつかの問題点があり、改善を要望する。

1. 病児・病後児保育室の設計ミスの問題、早急に再設計、改修工事を行うべき

公開されている設計図では、致命的な設計ミスがある。近年新たに開設する病児・病後児保育室の設計では、新型コロナやRSなどからの二次感染を最大限防ぐ意味から、設計に際し、保育室1と保育室2の利用児童や職員の導線が交わらないよう、玄関、手洗い、トイレ、布団やシーツ、おもちゃなどの収納を完全に分けて設計することが基本となっている。しかしこのたび浜田市の公開している設計では、玄関、トイレ、洗面所、廊下、職員用トイレ、収納これらすべてが共用となっている。このような設計では、例えばRSの児童一名を受け入れたら、他の疾患の児童は一切受け入れられない自体が容易に想定出来る。つまり隔離室を設けた意味が無くなってしまうということである。

事業が始まってからでは、改修するにも支障が大きくなると考えられるので、現在進行中の工事をやり直してでも、再設計し、使い勝手の良い施設を作って欲しい。多少の予算オーバーがあったとしても、長期的にみれば、利用しやすい施設を作ることの方が、費用対効果が高いと考える。

2. 協力医の選任の責任所在について

現在の指定管理の概要では、病児保育事業の要である「協力医」の選任は、指定管理事業者が行うこととなっている。これでは行政が無責任過ぎるのではないのか？浜田市がなかなか病児保育を再開できないことの理由に「協力医」が見つからない事をあげていた。一方病児・病後児保育の実施主体はあくまで、市区町村と定められている。であるから、益田市の様に民間委託するとしても、少なくとも「協力医」については市の責任において選任するべきではないだろうか？

3. 給食の実施（市の責任）について

現在の指定管理の概要では、給食は、指定管理事業者が任意で行うこととなっている。これでは行政が無責任過ぎるのではないのか？保育者にとって、病児保育を利用する際、朝一度、病院受診をしてその後、病児保育室に子供を送る時間が必要となる。その後に仕事に向かうという流れである。このようにタイトな時間に普段作らない弁当（しかも病児食）を作るなど不可能に近い。実際、先の病児保育委託先齊藤医院が給食を辞めた際、持ってこられた弁当はコンビニ弁当であったり、レトルトのお粥であったりと病児らには辛いものであった。給食を必ず実施させ、その対応を市が、医療センターや保育所などと契約を交わし、フォローする体制が必要と考える。

浜田市弥栄町木都賀イ811-11

有田 康夫

発言希望



陳 情 番 号	217
付託先委員会	
審 査 結 果	

2021/08/18

浜田市議会議員 様

陳情

はまだ市民一日議会等に対する議員の発言にルール化を求める

さる7月11日に行われた「はまだ市民一日議会」は、学生等多様な市民の参加があり、とても充実した意義ある事業であったと認識している。また発言者らは、事前に示されていた発言におけるルール（誹謗中傷はおこなわない。プライバシーに配慮するなど）を遵守し適切に発言していた。

一方、●●議員や●●議員は、この事業の目的を逸脱し、発言者に「異論を唱え」たり「議論」を交わそうとするなどルール違反の発言があった。（※はまだ市民一日議会の反省会としておこなわれた7月27日全員協議会を含む）

議会は市民に対しては、発言にルールを定めていたのであるから、当然に議員の発言に対してもルールを定めるべきと考える。特に全員協議会での発言は、市民は反論する機会の無いなかでの、一方的な批判であり、議員の特権を振りかざした暴挙とも言える。

もう一度原点に帰り、「はまだ市民一日議会」は議論をする場では無いという点。公聴として市民の意見をあくまでも聞く場であるという点。議員は、発言者の発言を批判、否定しないというルールの遵守を願う。

せっかくの画期的な議会活動の取り組みである「はまだ市民一日議会」を、●●議員や●●議員のせいで、台無しにすることがないよう改善を求める。



浜田市弥栄町木都賀イ811-11

有田 康夫

発言希望

陳 情 番 号	218
付託先委員会	
審 査 結 果	

2021/08/18

浜田市議会議長 様

陳情

はまだ市民一日議会等における●●議員の発言の訂正・撤回・謝罪を求める

さる7月11日に行われた「はまだ市民一日議会」において、発言者●●氏の内容に対し、広域行政組合の監査を担当している●●議員から、●●氏の指摘した様な内容（江津市が取り組み、浜田市が取り組んでいない事業がある）は、見えないとの発言があった。

●●議員は、この三日後、7月14日に、広域行政組合に対し令和2年度分の監査を実施している。それを踏まえて7月27日全員協議会においても、あらためて発言者●●氏に対し、「異論を唱えた」「受け入れることは出来ない」「違うとやってやった」などと、●●の指摘した内容を否定するような発言を繰り返した。

しかし、●●議員が7月14日に広域行政組合に対し監査を行った際、事前に郵送されていたファイルの中の事務報告書には、明確に●●氏の指摘通りの記載がある。

11日に●●氏より問題の指摘を受けているのであるから、●●議員は14日に監査する時点で、●●氏の指摘が事実であるかどうか当然確認する責任がある。しかし広域行政組合の担当者に確認したが、監査当日、●●議員から●●氏の発言内容の事実確認はなかったとの回答を得ている。このように、●●議員は監査としての責任を果たしていない。

公費を受け取り、職責として監査をする立場にありながら、問題の指摘を受けてもなお、事実を見落とすなど、業務怠慢の極みと言える。●●議員には、自らの業務怠慢に対し猛省を求める。議会および委員会など公の場で、●●氏の発言が事実と一致していたと確認し、●●議員の発言の訂正・撤回・謝罪を求める。



浜田市弥栄町木都賀イ811-11

有田 康夫



発言希望

陳 情 番 号	219
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021年8月18日

件名：交通事故防止対策を考えることを求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

交通事故防止の簡単な対策を考えてみてほしい。

人は悪くない、車は悪い、という常識があります。

しかし、あまりにも人が注意を払わないことに疑問を感じます。

横断歩道でも左右の車のことなどまったく気にしないで渡る人が多くいます。

万が一車が突っ込んできたらよけることもできません。

また、車が止まっていたら早歩きぐらいしても良いのではないかと思います。

車の運転手さんも、急歩行者が急ぎ足で渡ってくれた場合は、会釈をするくらいしても良いのではないかな？

旗振りの方にも会釈をするくらいのことをしても良いのではないかな？

子供のころ、学校で見た映画で「歩行者は走ってくる車の運転手さんの顔を見る」という事を習いました。

運転手さんの顔を見ると、こちらを見ているか？違う方を見ているか？

「違う方を見ていて減速していないようなら、渡らない、よけることができる」というように危機回避ができるという事です。

① 横断者の事故防止

② 精神的な温かさ

両面でプラスになると思いますので交通事故防止の簡単な対策を考えてほしい。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	220
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様

陳情 (発言希望)

2021年8月18日

件名:

協働のまちづくり推進条例に基づく取組の推進を求める陳情について

趣旨(願意・理由):

各課の横断的な条例「協働のまちづくり推進条例」(26条あります)が出来て、1年経つのですから、様子見はほどほどにして、積極的に動きましょう。

「市民など(町内会、住民、通勤通学者、会社、自治会など)で情報を共有し、各人が主役として、積極的に参加しよう」と書いてあります。

ゴミの件、回覧板の件、町内会に加入できる・加入出来ない等600ある町内会がバラバラでいいはずがない

条例では広い網掛でまちづくりをしようという事だが町内会では、名称も統一されておらず分かりにくい(引っ越した時に混乱する)。

町内会、自治会、町内なのに連合会、1町内と2町内で自治会が組織されているところもあり、分かり易くする必要があるのではないかな?

ここに個性を持たせる必要はないのではないかな?

町内会の規定についてもオープンにし、各町内会で参考に出来たり、市民もその規定を読んで引っ越し先を選んだりできるようにすべきではなか?

実際には町内会が過度に独立性を持っている(規定では浜田市が主導するように読めるが)ため、情報がオープンにされず、どこが何をやっているのか見えてこない。見えてこないため、町内会を移って初めて、前町内会の異常さが分かることもあるようだ。

ゴミステーションは、町内会に加入しなくても使えることになっているが、町内会に入らないとゴミは捨てさせない、とか会社は町内会に入れないとか住民票を移さないと町内会に入れないとかゴミは燃えるゴミしか回収しないステーションがあるとかあってはならない差がある。

条例を読み込み、町内会などできるものから手をつけるべきではないかな?

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	22
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳情 （発言希望） 2021年8月18日

件名：障がい者と健常者の出会いの場の創設を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

障がい者 と 健常者 の お見合いのような機会を作ってほしい。

国的差別、地域的差別、身体的差別はなくなってきた。

しかし、障がい者側から外に向けて、積極的に輪が広がるチャンスが少ない。

その一方で、健常者と障がい者のカップルや結婚は増えているのではないと思う。
実際、YouTube にアップしているカップルは、こともなげに障がいというハードルを
クリアして楽しく生活している。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	222
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳 情 (発言希望) 2021年8月18日

件名：災害時の避難所として宿泊施設の活用を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

まちづくりセンターの稼働率が低いので新規建築より場所を借りるほうが SDGs とサービスに貢献するのではないか、検討くらいしてほしい。

まちづくりセンター・集会所は避難所になることがあるが集会所については日々の稼働率は低い。

避難所にしても集会所はプライバシーもなく、飲食、入浴等不自由なため二の足を踏む人が多い。

避難所にはホテルを利用すればどうだろうか？

移動は、バス（観光業者 公共交通会社）で移動する。

飲食、風呂が完備され、食事も可能。

さらに、災害時には、ホテルの客は少ないので、ホテルにとっても有難いのではなかろうか？

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	223
付 託 先 委 員 会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳 情 (発言希望) 2021 年 8 月 18 日

件名：スキー事故の父兄の要求する 4 つの項目について回答するよう教育委員会等への働きかけを求める陳情について

趣旨 (願意・理由)：

スキー事故の父兄の要求に対して 4 つの項目について、回答するよう教育委員会等に働きかけてほしい。

事故から 3 年が過ぎたが進展はない。結論としての進展はない。

責任は誰にあるのか。その人の処分は無くてもいいのかなど。

令和元年 6 月 27 日総務文教委員会での生徒の父親の要望を真剣に受け止めて、要求・質問に答えられるものからでいいので対応してあげてほしい。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	224
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様

陳情 (発言希望)

2021年8月18日

件名：飲酒運転同乗の事実確認を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

飲酒運転同乗の元課長の件で、「そういう事実があったとも、なかったとも言えない」という回答だがあった場合には懲戒免職に近い処分に相当する。

あったのが事実としても、もう処分はできない。

あったのが事実か、事実ではないかをはっきりすべきではないか？

議員さんたちも「そういう事実があったとも、なかったとも言えない」という回答をもらい納得せず、事実を追及してほしい。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	225
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様

陳情 (発言希望)

2021年8月18日

件名：指定管理選定委員会委員選任基準の検討を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

指定管理について利害関係者は審査委員になれない。

しかし、必ず「受益者」という方が審査委員になっている。

この受益者こそ、読んで字のごとく、利害関係者に他ならないのではないか？

受益者は、審査員になってはいけないのではないかということを検討してほしい。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	226
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021年8月18日

件名：回覧板情報の提供方法の検討を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

回覧板について、メール希望の方はメールで発信してほしい。

家を空けることがある、多くて読み切れない、コピーするのも大変。
メール希望の方については回覧をメールにしてもらえよう検討してほしい。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	227
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021年8月18日

件名：市民にとって分かりやすい条例の作成を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

条例は分かりやすく作ってほしい。

例えば、浜田市協働のまちづくり推進条例2条（3）であるが

① ②のどちらが分かりやすだろうか？

① 市民 市内に居住し、又は通勤若しくは通学をする者をいう。

② 市民 市内に居住、通勤又は通学するものをいう。

担当課の答えは、「①でも間違っていないから問題ない。」という事でした。

民法もカタカナからひらがな表記になりました。

まちづくり推進条例という市民参加を促す条例が意味なく分かりにくくて良いはずがないでしょう？

これからは市民にも読みやすく作ることを心がけてほしい。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	228
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様

陳情 (発言希望)

2021 年 8 月 18 日

件名：市民が傍聴できる会議に Zoom の活用を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

市民が参加できる、傍聴できる会議で Zoom を利用し、家にいながら傍聴できるようにしてほしい。

レコーディング機能があるので後で Youtube に掲載することもできる。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	229
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様

陳情 (発言希望)

2021年8月18日

件名：人口減少によるメリットを考えることを求める陳情

趣旨（願意・理由）：

人口減少が大変だと言っているが、メリットを考えるようにしたらどうか？

例えば、人口が減っても医師の数が変わらなければ、人口1人当たりの医療充足率は向上する。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	230
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様

陳情 (発言希望)

2021年8月18日

件名：学習面で活躍する児童・生徒への応援を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

学習のトップランナーにも期待と応援を

浜田市の各学校で1番になる児童は必ずいる。

しかし、浜田市のある学校で1番だとしても、島根県で1番にはなかなかない。

スポーツ分野では、目立つため、個人情報オープンにしない時代でも発表される。

そして、しかるべき指導者に巡り合えるチャンスが多い。

しかし、学習については、発表もないし、応援もない。

親が期待するぐらいのことです。

学習面のトップランナーにも期待や応援を目に見える形でしては。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	231
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様

陳情 (発言希望)

2021年8月18日

件名：社会状況の変化に応じた SDGs の推進を求める陳情について

趣旨 (願意・理由)：

今の状態をキープするのではなく、変化に対応する考えで進めてほしい

例えば人口減少問題について、こどもを増やすばかりではなく、今いる子どもとともに
にどういうことができるか考える。

企業誘致、I ターン、U ターンなど考えているようだが、増やすために無理をするの
ではなく、現状でできることを考える持続可能性にも視点を当てる必要があるのでは。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	232
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021年8月18日

件名：はまだ市民一日議会での発言内容に関する事実確認を求める

陳情について

趣旨 (願意・理由) :

はまだ市民一日議会の 17 人目の総合事業について 議長を含め健康医療対策課へ確認し、その市民に、又は、はまだ市民一日議会の報告等をはっきりしてほしい。

総合事業の BCD について、市民発表者は「浜田市はすべてやっていない。計画さえもない。」と発言。

議員が「そのようなことは承知していない。広域の監査もやっているがそのようなことは承知していない。」というような発言をし、あたかも市民が間違っているような印象を与えた。

その後、議員は市民との話し合いに応じなかったと聞いている。

個人的に、広域と健康医療対策課に確認したが議会、議長も、確認するとか、話し合いの仲介をするとかしたほうが良いのではないかな？

YouTube にも FB にも出ているので、市民の注目の的となっている。

はまだ市民一日議会の 17 人目の総合事業について 議長を含め健康医療対策課へ確認し、その市民に、又は、はまだ市民一日議会の報告等ではっきりすべきではないかな？

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	233
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021 年 8 月 18 日

件名：コロナ後のケアの推進状況の報告を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

コロナ後のケアの推進状況を報告するようお願いします

陳情でコロナ後のケア（自殺の可能性、いじめの可能性）についてお願いしたが、コロナは激増したのに、ケアについて何の報告もない。

県がやれば良いという考えなのか？

浜田市はできることはないのか？

島根県のコロナ死者の2名のうち1名は浜田市の方だ。

益田のカラオケで感染し、若くして亡くなられた。

感染者で市外県外へ出ていった人、又は、自殺等された人がいるなら、きちんと把握し、原因がコロナいじめ等ならケアができるよう、今後そのようなことがないよう対策をとることを検討して欲しい。

できないできない。

県が情報をくれない。

このようにできない理由を考えていては何も始まりません。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	234
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021 年 8 月 18 日

件名：市長に病児・病後児保育の補助金の取扱いについて確認を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

病児病後児保育の要項に基づく補助金について、二転三転した挙句、浜田市は「100% 潔白で問題ない。補助金返還の必要はない。」と結論づけた。

しかし、昨今新聞紙上で裁判が始まったと報道があった。

浜田市は本当に潔白なのか？

裁判上問題が発覚することはないのか？

今一度、久保田市長に確認してほしい。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	235
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021 年 8 月 18 日

件名：擁壁の設置を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

旧浜田カントリーからトライアルへ抜ける周布 53 号線での倒木、側溝からの洪水などにより、旧安藤建設の東西が遮断された（現在は解消）。
このような状況を解消するため、南側に擁壁を作ってほしい。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	236
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳 情 (発言希望) 2021 年 8 月 18 日

件名：土壌の調査を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

旧浜田カントリーからトライアルへ抜ける周布 53 号線上の鰯石大橋の太陽光側、こんどう歯科医院横、太陽オート裏は三郡変成岩（pH3 の土地）がむき出しになり、その部分は草も生えていない。

グレーチング腐食があり、維持管理課が取り換えて保管してある。

これで大丈夫なのか調査してほしい。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	237
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021年8月18日

件名：浜田市の施設として市民に必要かどうか真実を見て対応すること
を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

弥栄サービスステーションを応援する会に正会員として 1 万円を支払い加入した方がいます（2020 年 7 月 6 日）。

入会のついでに、弥栄の JA でガソリンを入れたところ 156 円/ℓだった。

朝日町の JA では、136 円/ℓだった。

この事実を FB にアップしたところ下記のような扱いになりました。

FB への書き込んだことにより、役員会を開催した結果、「会員として認める事が出来ない」と、強制退会させられた という事です。

そして、1 万円の現金と単価 20 円分のガソリン代が現金書留で送られてきたという事です。

浜田市は、このような会ができたということもあわせて、弥栄住民のためにガソリンスタンドに数千万円の補助をしました

また、ふるさと体験村についても、浜田市の施設で、浜田市から何億円もつぎ込んでもらっているにもかかわらず、浜田市のものではなく、弥栄町のものとして扱うというような条例改正も含みながら進めている。

議員の皆さんに今まで通り注意してもらい 我田引水的な考えに惑わされず、表面だけでなく真実を見て対応をして欲しい。

浜田市の施設として、浜田市民として必要かどうかを判断基準にしてほしい。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	238
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021年8月18日

件名：草刈・溝掃除を浜田市がすべきかどうかの検討を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

草刈・溝掃除は浜田市がすべきかどうかを検討して欲しい

草刈・溝掃除を年中行事として楽しんで行う町内会もある。義務感に感じ行う町内会もある。

しかし、参加者は60代以上、若者は関心がない町内会もある。

高齢者が多くて参加しても作業にならない町内会もある。

草刈が無い町内会もある。

溝掃除が無い町内会もある。

溝掃除を専門業者に頼んでいる町内会もある（バキューム）。

本来、溝は浜田市の物なので、普通に考えれば所有者が所有者の責任で行うべきものではなからうか？

やりたい町内は、やれば良い。

できないところは浜田市がやるように配慮工夫すべきではなからうか？

また、若者・学生・稼ぎたい人に有料でやってもらうという方法もある。

草刈りについて言えば、業者は運搬処理して200円/m²、刈って集めるところまでで100円/m²でやる手もある。

溝掃除と同じように、浜田市が集めることにしても良い。

そうすると、所得のアップにもつながる。

若者は大体収入が少ない 体力を使って 副業収入も可能。

草刈、溝掃除の負担軽減と若者等の所得アップで一石二鳥と考えることもできる。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	239
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様

陳情 (発言希望)

2021年8月18日

件名：浜田市市営住宅の連帯保証人の規定の撤廃を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

浜田市の市営住宅の連帯保証人の規定をなくしてほしい

いくら担当課が理屈をつけても、市民は安い市営住宅というくくりで、一つ一つの目的を把握して申し込む人はいません。

そこらあたりを斟酌し、安い住宅、困った人の住宅、入りやすくするという意味で連帯保証人を設けないで入れるようにしてほしい。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	240
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021 年 8 月 18 日

件名：市の基幹産業の見直しを求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

漁業を基幹産業としているが、浜田市の GDP 比較では 1%以下(10 億円程度)である。
加工などの関連産業は、県外、国外から仕入れたものを使っているため
その部分は、一次産業とは無関係である。

基幹産業の位置づけに置いておいていいのか。

割合の大きな産業を基幹産業と呼ぶべきではなからうか？

市長就任時 50 億円の水揚げ高を 10 年で 100 億円に言いながら、8 年目は 30 億円という体たらく。

県外・市外船が大きく獲るため、浜田の GDP 分は 10 億程度になる。

基幹産業を見直さないと笑われる。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	241
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021 年 8 月 18 日

件名：食料自給率をカロリー基準だけでなく、金額も基準として、自給率
 向上の推進を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

食料自給率を考えながら浜田市の自給率を高めることを検討してほしい。

カロリーで計測すると自給率は 39%。

金額で計測すると 65%。世界のスタンダードは金額で食料自給率を計測すること。

さらに廃棄物を減らすことにより、浜田市の金額ベースの自給率アップを目指してはどうか。

上記について執行部へ働きかけてください。



浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	242
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021 年 8 月 18 日

件名：はまだ市民一日議会での寛容なルール設定を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

一日議会についての注文が細か過ぎる。

相手が市民、中学生もいることなので、原稿どおりではないとか、厳しすぎる注文をつけるのはどうかと思います。

片目をつぶって発言の機会や発言の勇気に水を差すようなことをしないでほしい。

市民に対しては寛容なルールのもで行えるよう検討を求める。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	243
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021 年 8 月 18 日

件名：はまだ市民一日議会の公開方法の拡充を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

一日議会を多くの人が参加傍聴できるように、テレビ会議システムを使うとか（各支所、ABC 講堂）Zoom を使うとか工夫して、家からでも参加傍聴できるようにしてほしい。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	244
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021年8月18日

件名：傍聴人の発言（指摘・真実を述べる発言・執行部の誤りを訂正する発言等）の機会・許可を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

議員・執行部の誤った発言を傍聴人が指摘・発言する機会を与えることを検討して欲しい。

ヤジは議会の華と言って正当化した元議長の議員がいる。

委員会では、参考になる発言も委員長にさえぎられる。

委員会、議会の進行を正しい方向に導く発言さえも許されないことに疑問を感じる。

執行部の正しくない意見について陳情者は何も言うことができない。

委員会を妨害する発言ではなく、真実を伝える発言、執行部の間違いを訂正する発言を禁止していいのか？

真実を闇に葬って良いのか？

間違いの訂正発言くらいは許可しないと議会の透明性が疑われることになる

議会の汚点を作ることになるのではないかな？

このことも許可しないといけませんが議員が、花として許されるなら、誤りを指摘訂正する傍聴人のつぶやきは許されて当然。

それどころか、キチンと発言の機会を与えるべきではなからうか？

議員・執行部の誤った発言を傍聴人が指摘・発言する機会を与えることを検討してほしい。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	245
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021年8月18日

件名：個人が撮影した動画の YouTube の配信及び撮影の可否基準の明確化を求める陳情について

趣旨 (願意・理由)：

現状の YouTube アップ、撮影の明確化をして欲しい

はまだ市民一日議会の全員協議会などで、議員が「YouTube に議会をアップするという事で、市民の撮影はしない、市民は YouTube アップしない」という約束があった、と発言された。

川神議長が、開かれた議会を掲げて当選された直後から

- ① 委員会での発言が可能になり (委員長の判断による)
- ② 写真撮影、ビデオ撮影が許可された
- ③ また、公の材料や個人の差材料を使つての発言は規制する理由もない

という事でこの3年以上にわたり、何の注意も指摘もなかった。ここにきて「YouTube に議会をアップするという事で、市民の撮影はしない、市民は YouTube アップしない」という約束があった、という発言があった。

はっきりしてもらう必要があるのではないかな？

現状の YouTube アップ、撮影の基準を明確にしてほしい。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	246
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様

陳情 (発言希望)

2021 年 8 月 18 日

件名：陳情審査時に出された反対意見の掲載を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

陳情の採択分の反対意見が無いのはおかしい。

本会議は可決されたものも反対意見は掲載されている。

採択であっても反対の理由があれば公開することを求める。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	247
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021年8月18日

件名：浜田市議会議員政治倫理審査会の委員へ市民を追加することを求める陳情について

趣旨（願意・理由）：
政倫審条例について
委員に市民、有識者、議員の三種類の委員を含めるべき。

浜田市日脚町 184-1
森谷公昭



令和 3 年 月 日
議会運営委員会
委員長 笹 田 卓

次期議会運営委員会への申し送り事項について

（申し送り事項）陳情審査の流れについて

別添の「改選以降の陳情審査の流れ案」に記載の 3 案をもとに検討をお願いします。

なお、陳情審査の流れの検討に併せ、次の 3 点の意見を考慮ください。

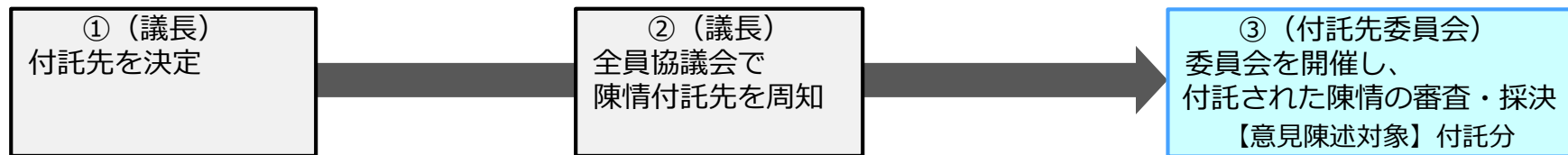
- 1 いずれの案を採用しても採択（一部採択）、配付後に執行部への経過の経過や結果の報告といった対応の追跡手法を検討すること。
- 2 議員間での採択基準の共通認識を図る必要性があること。
- 3 請願者等の意見陳述の目的を「市民参加」又は「審査の充実」とするのも含め、実施の有無について検討が必要であること。

【備考】

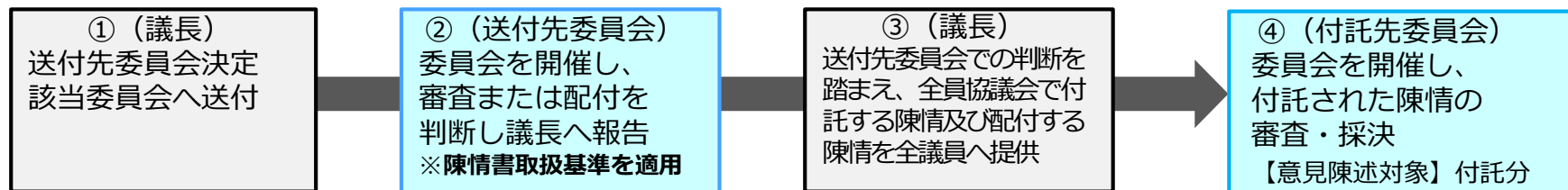
令和 3 年 8 月 10 日の議会運営委員会で 9 月、12 月定例会議での陳情審査は、「改選以降の陳情審査の流れ案」の案 1 により行うことを決定していますのでご対応をお願いします。

改選以降の陳情審査の流れ案（意見陳述及び陳情書取扱基準の取扱も要協議）

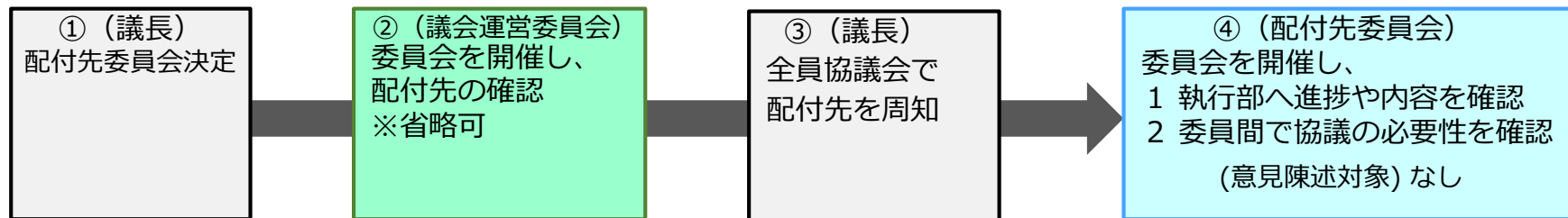
【案1（委員会条例改正不要）】 全て付託（審査）のパターン…陳情書取扱基準導入前の流れと同様（陳情書取扱基準の適用なし）



【案2（委員会条例改正不要）】 送付先委員会で審査の要否を判断するパターン…議長から所管委員会へ送付し、審査か配付を判断



【案3（委員会条例改正必要）】 …委員会で審査は行わず、内容及び進捗等を確認。必要であれば委員会としての対応を協議。



※委員会条例改正の有無にかかわらず「浜田市議会申し合わせ事項」及び「浜田市議会陳情書取扱基準」の内容等の整理は必要

改選以降の陳情審査の流れ案（案1～3の特徴）

下表の3案は、今後の協議により変更できます。

	条例改正の有無	採決の有無	審査までのプロセス	陳情取扱基準適用	意見陳述の対象 ※1 (試行案適用)	議会判断の明確性
案1	なし	あり	シンプル	なし	付託分	採決があるため、議会としての考え方が明確。ただし採決の基準は明確にする必要がある。
案2	なし	あり	時間を要する	あり	付託分	採決があるため議会としての考え方が明確。ただし採決の基準は明確にする必要がある。
案3	あり	なし	シンプル	なし	なし	採決しないため、その時点における議会の考えを把握しにくい。

※1 意見陳述は試行実施期間であり、実施方式の変更は可能（例：「請願のみ実施」「委員会が希望したもののみ」等）

【備考】採択後の処理の経過及び結果の報告の請求は、議会基本条例及び委員会条例に規定されているが実績なし

【議会運営委員会からの補足（R3.8.10）

- 3案いずれを採用しても、採択・配付後の処理の経過、結果の報告、執行部の対応について追う認識が必要である。
- 採択基準の基本を認識した審査、採決を行うことが必要である。

浜田市議会申し合わせ事項の変更について（４項目）

N0	変更事項	該当部分	現在	改正案
1	意見書・決議案の提出締切日時	「会議規則関係」 P4 第２節 議案及び動議	（議案の提出） 6 意見書・決議案の提出は、各定例会議初日の１週間前に定期的に開催する議会運営委員会開会日の３日前（市の休日は含まない）の午後５時までに提出することとする。ただし、緊急を要するものとして期限後に提出されたものについては、議会運営委員会でその取り扱いを協議する。 （H25. 8. 26 修正）（R2. 6. 26 修正）	（議案の提出） 6 意見書・決議案の提出は、各定例会議初日の１週間前に定期的に開催する議会運営委員会開会日の １週間前の日（その日が市の休日に当たるときは、当該休日直前の休日でない日） の午後 １ 時までに提出することとする。ただし、緊急を要するものとして期限後に提出されたものについては、議会運営委員会でその取り扱いを協議する。 （H25. 8. 26 修正）（R2. 6. 26 修正） （R3. 8. 25 修正）
2	請願の提出締切日時	「会議規則関係」 P11 第２章 請願及び陳情	（請願） 3 各定例会議初日の１週間前に定期的に開催する議会運営委員会開会日の３日前（市の休日は含まない）の午後５時までに提出することとする。 （H30. 12. 19 挿入）（R2. 6. 26 修正）	（請願） 3 各定例会議初日の１週間前に定期的に開催する議会運営委員会開会日の １週間前の日（その日が市の休日に当たるときは、当該休日直前の休日でない日） の午後 １ 時までに提出することとする。 （H30. 12. 19 挿入）（R2. 6. 26 修正） （R3. 8. 25 修正）
3	陳情の提出締切日時	「会議規則関係」 P11 第２章 請願及び陳情	（陳情） 1 陳情書の提出は、各定例会議初日の１週間前に定期的に開催する議会運営委員会開会日の３日前（市の休日は含まない）の午後５時までに受理したものを、当該定例会議で取り扱うこととする。（H30. 12. 19 修正） （R01. 12. 18 修正）	（個人一般質問・会派代表質問） 1 陳情書の提出は、各定例会議初日の１週間前に定期的に開催する議会運営委員会開会日の １週間前の日（その日が市の休日に当たるときは、当該休日直前の休日でない日） の午後 １ 時までに受理したものを、当該定例会議で取り扱うこととする。 （H30. 12. 19 修正）（R01. 12. 18 修正） （R3. 8. 25 修正）
4	浜田市議会陳情書取扱基準項目の削除	「会議規則関係」 P11 第２章 請願及び陳情	（陳情） 4 陳情書の取扱いは、浜田市議会陳情書取扱基準によるものとする。 （R01. 12. 18 追加）	（陳情） 4 削除 （R01. 12. 18 追加） （R3. 8. 25 削除）

浜田市議会陳情書取扱基準

(令和元年 12 月 18 日議会運営委員会決定)

(令和 2 年 3 月定例会議から導入)

(令和 3 年 8 月 25 日廃止)

議長は、陳情書のうち、次のいずれかに該当すると認めるものについては、議会運営委員会の意見を聴いた上で、審査を行わず、全議員にその写しを配付する取扱いとする。この場合において、議長は、その旨を陳情者に通知するものとする。

- (1) 趣旨、願意等が不明確で判然としないもの
- (2) 法令等又は公序良俗に反する行為を求めるもの
- (3) 特定の個人の私生活についての秘密が明らかとなるおそれがあるもの
- (4) 特定の個人、団体等の名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの
- (5) 係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの
- (6) 市の職員に対する懲戒、分限等の処分を求めるもの
- (7) 市の事務に関係しない事項についての行為を求めるもの
- (8) 私人間で解決すべきもの
- (9) 採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、審査を行うことが適当でないもの